

## さくら市農業委員会総会議事録（令和2年3月定例総会）

1. 開催日時 令和2年3月25日（水）午後1時30分から午後3時15分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎2階第1・2会議室

3. 出席委員（17人）

会長職務代理者	15番	齋藤 敏一
委員	1番	千野根 友治
	2番	齋藤 克之
	3番	関 誠
	5番	七久保 勉
	6番	石原 功江
	7番	小林 義和
	10番	小菅 和彦
	11番	見目 桂一
	12番	大塚 明美
	13番	小池 利一
	14番	石田 多美子
	16番	古澤 一郎
	17番	小室 規雄
	18番	小林 功
	19番	舟本 幸美
	20番	小川 雅之

4. 欠席委員（1人）

会長	9番	中山 隆
----	----	------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 非農地証明願について

議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第6号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について

議案第7号	耕作放棄地の非農地通知書交付について
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	野中 剛
副主幹兼係長	和氣 貴子
副主幹	檜原 史郎
主事	石原 宏哉

## 7. 会議

事務局	野 中	<p>定刻になりました。</p> <p>本日の出席委員は 17名で、欠席は中山会長1名であり定足数に達しておりますので総会は成立いたします。</p> <p>では、会長が欠席でありますので職務代理より、ごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。</p>
職務代理	齋藤	<p>皆さんこんにちは。中山会長が体調不良ということで本日は私が代理で進行させていただきます。不慣れでございますのでご協力よろしく申し上げます。また、新型コロナの件で、会議室はあまり条件が良くないところありますので速やかに終了させていきたいと思っておりますのでメリハリをつけた形で進行をしていけたらと思っておりますのでご協力よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、ただ今よりさくら市農業委員会3月の定例総会を開会いたします。</p>
事務局	野中	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、「会長は総会の議長となり議事を整理する。」そして、第2項で「会長に事故あるときには、会長職務代理がこれに変わる。」となっておりますので職務代理に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、会議に先立ちまして、2月定例総会において承認されました常設審議委員会にかかる第5条の規定による許可 1件申請者〇〇株式会社 につきまして、栃木県農業会議に諮問したところ、2月28日付けで許可相当の答申に基づき、許可書の交付を行いましたので、ご報告いたします。</p> <p>次に、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p>

		はじめに、第1調査会の委員長からお願いいたします。
2番	齋藤	本日10時より全員出席のもと2号議案1件、5号議案2件について書類並びに現地を調査してまいりました。後ほど担当委員から説明がありますので、ご審議よろしくお願いいたします。
議長	齋藤	次に第2調査会委員長の報告をお願いいたします。
18番	小林	本日午前9時30分より全員出席のもと書類及び現地調査を行いました。案件といたしまして議案第1号が2件、議案第5号が6件、合計8件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。
議長	齋藤	次に第3調査会委員長の報告をお願いいたします。
13番	小池	当委員会は本日10時に全員出席のもと開会し内容審査のうえ現地調査を行いました。当委員会に付託されました案件は、議案第3号が3件、議案第5号が3件、議案第7号が5件の計11件であります。なお、詳細につきましては担当委員からご説明がありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	齋藤	次に第4調査会委員長の報告をお願いいたします。
14番	石田	本日午前10時より1名欠席のもと書類および現地調査を行いました。議案といたしまして第4号議案が1件、第5号議案が1件、計2件でございます。内容につきましては後ほど担当委員よりご説明がございますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。
議長	齋藤	それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。 19番の舟本幸美委員、20番の小川雅之委員を指名いたします。 それでは議事に入ります。 議案第1号「非農地証明願について」を議題に供します。 番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	檜原	(議案第1号番号1番について、朗読して説明する。)

		<p>なお、非農地証明交付要領の2の(1)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われまますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
10番	小菅	<p>案内図1-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>内容につきましてはただいまの事務局の説明のとおりでございます。以前は建物があったようですが現在は駐車場になっています。3月21日に地元推進委員と現地調査を行い、また、本日の調査会で現地を確認してまいりましたが問題はないという結論に至りました。皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第1号番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第1号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第1号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、非農地証明交付要領の2の(1)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われまますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。

10番	小菅	<p>案内図1-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>今月の19日に地元の推進委員と、また、本日調査会におきまして現地を見てまいりましたが特に問題はないと思われま</p> <p>す。周辺に農地もございませんし、周りへの影響等もないと思われ</p> <p>ます。現在駐車場の状態ではありますが特に問題はないと考えてお</p> <p>ります。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第1号番号2番については、原案どお</p> <p>り承認されました。</p> <p>次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出について」</p> <p>を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第2号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>この土地について、栃木県農業振興公社へ売渡しの申請があり</p> <p>ました。</p> <p>今後、栃木県農業振興公社に一旦所有権が移りますが、その後、</p> <p>栃木県農業振興公社より農業委員会に対して買い手のあっせん</p> <p>依頼がありますので、2名のあっせん委員の選出についてお諮り</p> <p>します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>あっせん委員の選出ですので、第1調査会の委員長より指名願</p> <p>います。</p>
2番	齋藤	<p>あっせん委員としまして、2番の齋藤克之と17番の小室規雄</p> <p>委員を推薦いたします。</p>

議長	齋藤	<p>それでは、議案第2号番号1番のあっせん委員は、2番の齋藤克之委員と17番の小室規雄委員を指名いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第3号番号1番について朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
1番	千野根	<p>案内図3-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>この案件は〇〇氏が△△氏に土地を贈与する案件です。</p> <p>譲渡人は30年以上耕作を委託していましたが今は□□市に住んでいるため耕作を放棄して贈与いたします。</p> <p>21日に最適化推進委員と、また本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いましたが無問題と判断しております。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第3号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第3号番号2番について朗読して説明する。)</p>

		<p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
1 番	千野根	<p>案内図 3 - 2 をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>この案件は〇〇氏が△△氏に土地を贈与する案件です。</p> <p>譲渡人は40年以上耕作を委託していましたが耕作を放棄して贈与をいたしました。</p> <p>21日に最適化推進委員と、また本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いましたが無題ないと判断しております。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号2番については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第4号番号1番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりが約0.5haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、条件不利地で継続的な農業上の利用が困難であることから、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>

議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
5 番	七久保	<p>案内図 4-1 をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>本申請は、現在農地として利用している自己所有地にクヌギを植林し山林として利用する農地転用です。</p> <p>土地の選定理由ですが、自宅から申請地に行くには国道 293 号線を横断する必要がありますが大変危険です。進入路も大変狭く農業機械の出入りが困難な状況です。また、南側、西側、北側を山林に囲まれており低地であるため大変日当たりが悪く作物を栽培しても収穫量も大変少ない状況です。現況からかんがみまして山林として利用するのが最適と考えます。</p> <p>土地利用計画ですが、クヌギの苗 215 本を植林いたします。植林は申請人が行います。</p> <p>資金計画ですが、苗木購入代 38,700 円を予定しております。全額自己資金です。金融機関の残高証明書も添付されております。</p> <p>周辺農地への被害防除対策ですが、北側、西側、南側は山林であります。東側は道路を隔てて田ですが同意書も添付されております。3月18日の農地利用最適化推進委員及び本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地調査を行いました。何ら問題なしと判断いたします。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 4 号番号 1 番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第 4 号番号 1 番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第 4 号番号 2 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	(議案第 4 号番号 2 番について朗読して説明する。)

		<p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「農業用施設」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
12番	大塚	<p>案内図4-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>転用行為の必要性ですが、農業用施設として建てましたが農業用施設については許可申請が必要ないと思い手続きを行わないまま建物を建てて現在に至っております。宅地に隣接する土地で266㎡と農耕作への影響が少なかったため選定いたしました。納屋一棟がありますが農地との境には擁壁を設置しております。</p> <p>資金計画は、現在利用しているため資金は必要ありません。</p> <p>建物の高さ10メートル未満で日照・通風には影響がないと考えます。以上のような状況でございます。詳細については事務局の説明のとおりです。皆様のご審議よろしくお願いたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号2番については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>議案第5号 番号1番から番号2番までの2件については、いずれの件も上阿久津台地土地区画整理事業地内における所有権移転でありますので、一括審議とさせていただきます。</p> <p>では、議案第5号番号1番から番号2番について、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	檜原	<p>(議案第5号番号1番から番号2番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、いずれも土地区画整理事業施行地内でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
18番	小林	<p>本案件は、上阿久津台地土地区画整理事業地内になりますので、場所の説明については省略させていただきます。</p> <p>申請地は、いずれも譲渡人である〇〇株式会社が、建売分譲を目的として、平成30年11月29日付けで農地法第5条の規定による許可を受けた土地であります。</p> <p>このたびの申請は、〇〇株式会社から、建売住宅の購入を予定している譲受人への所有権移転を目的としたものでありますので、許可することに問題はないと判断をいたします。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いをいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号番号1番から番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号1番から番号2番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第5号番号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第5号番号3番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集団的広がり約6.2haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれておりますの</p>

		<p>で、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
1 番	千野根	<p>案内図 5-3 をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>本申請は〇〇株式会社が売買により太陽光発電として転用する案件でございます。</p> <p>転用行為の必要性ですが、我が国は地球温暖化対策において、温室効果ガスの削減に向けて務めてまいりましたが、平成 23 年 3 月の福島第一原子力発電所の事故以降、環境負担の少ない自立分散型の再生可能エネルギーシステムの移行を目指して官民の動きが非常に活発になり、国が平成 23 年 8 月に再生可能エネルギー措置法を制定し、翌年 7 月より固定価格買取制度が開始されました。当社においても再生可能エネルギーの導入に取り組み、電力不足の対応と地域経済の活性化を図ることを目的に計画いたしました。</p> <p>土地の選定理由ですが、日照もほぼ良好で平坦地、計画上の敷地面積もおおむね確保され、かつ道路に接道し維持管理も容易で良好な立地条件を備えた土地を選定いたしました。</p> <p>土地利用計画ですが、申請地は事業面積を 10,846 m<sup>2</sup>、太陽光パネル 1920 枚、最大出力 768 kW、出力 499.5 kW の高圧発電所を設置します。施設周辺は高さ 1.8 m のフェンスで囲み管理徹底を図ってまいります。施設内は整地して雨水は自然浸透の処理を施します。その他、取水排水はありません。</p> <p>資金計画ですが、必要資金は合計で 8380 万円で全額自己資金で補います。</p> <p>周辺農地への被害防止対策ですが、東側は農地、西側と南側は山林、北側は農地ですがフェンスを建てて施工いたしますので土砂の流出はありません。工作物の高さは 1.42 m なので日照及び通風の影響はありませんが転用に際しては被害を及ぼすことのないように注意いたします。</p> <p>先日 21 日に最適化推進委員と本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地調査を行いましたが無問題と判断しております。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。</p>

		<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。 議案第5号番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		<p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号3番については、原案どおり承認されました。 続きまして議案第5号番号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第5号番号4番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集団的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
5番	七久保	<p>案内図5-4をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>本案件は飲食店を営んでいる申請人が駐車場不足のため農地を購入して駐車場に転用する申請です。</p> <p>土地の選定理由ですが、申請地は店舗に近く車が6台程度駐車できるスペースがあり県道からの出入りも容易にできるため最適地と思われます。</p> <p>土地利用計画ですが、申請地に砂利敷きをし、車が6台程度駐車できる駐車場として利用します。取水排水はございません。雨水は自然浸透にて処理いたします。</p> <p>資金計画ですが、土地取得費用10万円、砂利敷き費用10万円の合計20万円を見込んでおります。全額自己資金にて対応いたします。金融機関の残高証明書も添付されております。</p> <p>周辺農地への被害防除対策ですが、北側は宅地、南側は道路、東側は県道、西側は低い農地ですが駐車場ですので建築物等は建</p>

		<p>てませんので日照被害等はありません。なお、すでに砂利を敷き駐車場の様相をしておりますが始末書が添付されております。</p> <p>3月18日の農地利用最適化推進委員及び本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地調査を行いましたが無ら問題なしと判断いたします。皆様のご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。議案第5号番号4番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号4番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第5号番号5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第5号番号5番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がり約2.7haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
2番	齋藤	<p>案内図5-5をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>転用行為の必要性といたしまして、農機センター及び青果物広域集荷場の老朽化等が著しく、新築が必要となり今回の計画に至りました。また、農機センターについては既存施設を集約化し建設することで大型機械への対応力を強化し農家組合員に対するサービス力向上を目指しています。</p> <p>土地の選定理由といたしましては、JAしおのやの中心であるさくら市内で探していたところ今回の計画地がすべての条件を</p>

満たしていたため今回の土地を選定いたしました。

土地利用計画といたしましては、法定外道路の一部用途廃止払い下げを予定している129.68㎡を含めまして17,090.68㎡であります。建築物の構造は、農機センターが鉄骨造2階建の1,174㎡、青果物広域集荷場が鉄骨造2階建て3,130㎡、倉庫が鉄骨平屋建て480㎡、その他駐車場を78台分確保してあります。給排水方法といたしましてはさくら市上水道から取水、汚水は合併浄化槽により処理した排水を既存水路へ放流いたします。雨水は調整池により洪水調整を行った後に鬼怒川東部土地改良区が管理する農業用水路へ放流いたします。鬼怒川東部土地改良区の承認が済んでいます。擁壁・進入路等につきましては、開発地外周と調整池護岸にL型擁壁あるいはブロック積擁壁を設置いたします。開発地の西2か所と北1か所に乗入口を設置いたします。

資金計画は、収入の部が自己資金931,826,000円、補助負担金が262,500,000円、合計で1,194,326,000円、支出が用地費といたしまして102,626,000円、工事費が566,700,000円、建築予定費が525,000,000円、合計で1,194,326,000円になります。

周辺農地への被害防除対策ではありますが、南東に隣接する農地はありますが、用水が別系統であり擁壁等で雨水も遮断し計画地内で集水、調整池で処理することから農地への影響はありません。南側に宅地もありますが、トラックは多くても1日10数台程度であり、敷地内では低速で走行させることから騒音も問題ないと思います。法定外道路を分断し用途廃止払い下げ予定ですが残存する南側部分と北側部分はそれぞれ市道と県道に接続していますので接道しない土地は発生しません。東側が市道、西側は市道、南側は県道、北側は市道であります。他法令の状況といたしましては、用途廃止については今後申請予定ではありますがそれ以外はすべて協議済みとなっております。

以上問題はないと考えますので、皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長 齋藤

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号番号5番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号5番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第5号番号6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第5号番号6番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
12番	大塚	<p>場所ですが、議案4-2と同じ場所ですので場所の説明は割愛させていただきます。</p> <p>転用行為の必要性ですが、実家にて生活している子供が二人になり何かと手狭になったため、祖父や父の将来の支援と子育ての援助を考慮し実家に隣接する当該地を住宅地として申請いたします。</p> <p>土地の選定理由としましては、実家周辺には住宅の売地がなく、本家住宅敷地には別棟を建築できるスペースがありませんでしたので、父の所有する土地から選定いたしました。</p> <p>土地利用計画としましては、住宅1棟2階建て、駐車場2台分を確保します。上水は市営水道を新規引き込みます。下水は合併浄化槽により宅地内浸透処理いたします。雨水については敷地内浸透です。</p> <p>資金計画ですが、建築費・諸経費合わせまして4000万円、全額融資にて対応します。融資証明書が添付されており問題ありません。</p> <p>周辺への影響としましては、東側は宅地、西側は道路、北側は雑種地、南側は畑であり、農地との境には植栽を行い土砂・</p>

		<p>雨水の流出を防ぎます。建物も高さ10m未満であり日照・通風には影響がないと考えます。周辺の農地には影響の無いように転用いたします。</p> <p>以上のような状況です。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。議案第5号番号6番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号6番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第5号番号7番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第5号番号7番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内にありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
18番	小林	<p>この案件は、上阿久津土地区画整理事業施行地内でございますので場所の説明は省略させていただきます。</p> <p>この案件は売買による所有権移転のための案件でございます。転用目的は建売分譲でございます。譲受人の〇〇は不動産の売買及び建築業を主体とする総合不動産業でございます。今回計画している当地においても区画整理事業の実施されている地域で住宅販売に適した地であり周辺の活性化にもつながるとの思いから計画の実行に至りました。</p> <p>土地の選定理由といたしましては、リバーサイドきぬの里としてさくら市が宅地化を推奨している住宅需要の高い地域でございます。将来性のあるこの地域で住宅販売を計画しておりました</p>

		<p>ところ土地所有者からの協力が得られたためこの土地を選定いたしました。</p> <p>土地利用計画といたしましては、宅地2区画を計画しております。外周はコンクリートブロックにおいて近隣へ被害を及ぼさないように致します。し尿及び生活雑排水は公共下水道に、雨水は敷地内浸透を考えております。給水計画につきましては市の水道から取水いたします。</p> <p>資金計画は、用地費、建築費、造成費、諸経費合わせまして3000万円でございます。全額自己資金で対応いたします。なお、金融機関からの残高証明書も添付されております。</p> <p>以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。議案第5号番号7番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号7番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第5号番号8番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第5号番号8番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりが10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
20番	小川	<p>案内図5-8をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p>

		<p>転用の目的といたしまして、現在祖母、父、母、子供二人の合計7人で暮らしております。子供たちも大きくなり手狭になったため自己所有住宅を持ちたいということで父親と相談をしたところ父から土地の使用貸借の確約が取れましたので実家の近くに自己所有住宅を建築することを計画いたしました。</p> <p>土地の選定理由といたしましては、実家に暮らす祖母、両親は高齢であり生活介護が必要なことからできるだけ実家の近くに住宅を建てる必要があると考え選定しました。</p> <p>土地利用計画といたしまして、北側は道路、南側は農地、東側は農地、西側は宅地でございます。取水は地下水を揚水ポンプにより取水いたします。排水は合併浄化槽処理後敷地内処理。雨水は境界をL型擁壁で囲み敷地内浸透といたします。建物は平屋建てでございますので農地への日照・通風の影響はないと考えられます。道路側を除きL型擁壁で囲うため土砂の流出は防止することができます。</p> <p>資金計画といたしまして、建築費、その他の経費合わせまして1650万円、自己資金が500万円、残りが借り入れでございます。金融機関からの証明も添付されております。</p> <p>周辺農地への影響はないと考えられます。3月21日に地元の最適化推進委員同行のもと現地を確認し問題ないとのことでした。また、本日調査会におきまして現地を確認し問題ないということでございます。ご審議お願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。議案第5号番号8番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号8番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第5号番号9番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第5号番号9番について朗読して説明する。)</p>

		<p>なお、農地区分は、都市計画法の用途地域（第一種中高層住居専用地域）でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
11番	見目	<p>案内図5-9をご覧ください。（申請の場所を説明する。）</p> <p>転用行為の必要性ですが、現在〇〇市の賃貸住宅に妻と子の3人で生活し、□□市にある△△病院に勤務しております。将来家族が増えることを考えると住居空間が手狭になることが明らかことから、また、本人の職業がら来客が多くなることも考え今回の申請になりました。</p> <p>土地の選定理由ですが、申請地は土地区画整理地の住宅街にあり国道4号線にアクセスしやすく便利な場所です。そして、父が所有している土地なので使用貸借権の設定によって敷地を利用することができます。また、周りには農地はないため最適地と考えています。</p> <p>土地利用計画ですが、一般住宅2階建て駐車場は自家用が2台分、来客用4台分を考えております。給水についてはさくら市上水道、排水についてはさくら市公共下水道、雨水については敷地内浸透といたします。</p> <p>資金計画ですが、建築費5250万円、事務費等100万円、合計5350万円ですが全額融資となります。融資証明書も添付してあります。</p> <p>東、西、北は宅地で南側は道路となっております。20日に地元の推進委員と現地を確認し問題はないとのことでした。また、今日の調査会でも問題ないとのこと。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号番号9番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>

議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号9番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第5号番号10番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第5号番号10番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
6番	石原	<p>案内図5-10をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>譲受人は申請地と道路を挟んで西側に住まいを構えています。</p> <p>この道路はさくら市認定外の2項道で幅員が2メートル弱と狭いため北側の国道293号線に自家用車で出るのが難しい状況でした。そこで、〇〇の協力を得てこの道路に隣接する申請地を道路拡幅用地として共有したことから申請地を取得したいと考えた次第です。</p> <p>この申請地は通路として利用できる無二の最適地です。農地の端にあることからこの農地の被害及び集团的農地を侵食する恐れがないため最適地であると考え選定しました。</p> <p>以上のようなことからこの申請地が適していると思いますので皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号番号10番について承認される方の挙手を求めます。</p>

		<p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号10番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第5号番号11番から番号12番については、同一の案件ですので、一括審議といたします。それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第5号番号11番から番号12番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内にありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
18番	小林	<p>この申請地は11番の〇〇氏と12番の□□氏が二人で2分の1ずつ所有している土地を△△株式会社が転用する案件でございます。△△株式会社は□□氏が社長を務めている会社で、□□氏は会社にこの土地を貸し、〇〇氏は会社に売却するという案件でございます。</p> <p>申請人△△株式会社代表取締役□□氏はかねてより太陽光発電を評価し、すでに2カ所の発電所を稼働しております。今回、設備設置及び東京電力株式会社への電力供給契約が成立したことで本件申請に至りました。</p> <p>土地の選定理由といたしましては、道路が広い土地区画整理地内にあり、施設の管理が行いやすくこの転用による周辺農地への被害及び集团的農地を侵食する恐れがないことから本件事業に最適であると考えて選定いたしました。</p> <p>土地利用計画といたしましては、設置工事としてメッシュフェンス高さ1500mmを長さ74.6m設置いたします。太陽電池モジュールが68枚、パワーコンディショナー出力5kWが3台、東京電力受給契約低圧発電25kW、地上設置架台が3段×12列を1基、2段8列を2基でございます。取水排水はございません。雨水は敷地内にて自然浸透でございます。</p> <p>資金計画といたしましては、土地取得費、設置費、事務費等を合わせまして899万円でございます。全額自己資金で対応いた</p>

		<p>します。なお、銀行からの残高証明書も添付されております。</p> <p>周辺農地への被害防除対策ですが、周辺の状況は東側、南側は宅地でございます。西側、北側は道路を経て宅地でございます。全面平坦地につき土砂等の流出はございません。よってこの転用による周囲の土地への被害はございません。</p> <p>以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号番号11番から番号12番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号11番から番号12番については、原案どおり承認されました。</p> <p>それでは、ここで暫時休憩といたします。</p> <p><b>【暫時休憩】</b></p>
議長	齋藤	<p>それでは会議を再開いたします。</p>
19番	舟本	<p>太陽光のことで疑問があるのでお話ししたいと思います。〇〇新聞で△△市で太陽光を設置した場所から火が出たという記事が載っていました。原因は配線による漏電らしいのですがさくら市でも山のほうに設置されていますが許可後の管理について業者の人が定期的に官営をやっているのか不安です。また、□□町では斜面一面が太陽光になっている場所がありますが、大雨の時に崩れてしまうのではないかと私は心配したのですが、太陽光を設置した後の管理がどうなっているのか気になったので話をさせていただきました。</p>
13番	小池	<p>さくら市内でも許可を受けて太陽光発電事業を行っていますが、通常は出火や崩れたという話はほとんどありません。</p>

議長	齋藤	太陽光に関してはすべてが農業委員会にかかわるものではないと思いますが事務局で話すことがあればお願いします。
事務局	野中	農業委員会としましては、その農地に太陽光発電施設を設置することが可能かどうかについて審議するものであります。許可後、申請に基づき設置されているかについては確認を行います。その後の管理の方法については審議の対象にならないということになります。
議長	齋藤	次に、議案第6号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。
6番	石原	この議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市が定める農用地利用集積計画、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用配分計画となります。 令和元年度 第12号公告予定年月日は令和2年3月31日です。 計画の内容といたしましては、利用権設定が新規17件、再設定27件、農地中間管理権取得が3件、所有権移転が3件となっております。なお、詳細については、別添の農用地利用集積計画書のとおりです。 以上です。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。  【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。議案第6号について承認される方の挙手を求めます。  【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第6号は、原案どおり承認されました。次に、議案第7号「耕作放棄地の非農地通知書交付について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局	和氣	<p>(議案第7号番号1番について朗読して説明する。)</p> <p>(場所の説明をする。)</p> <p>農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者小池利一委員、現地確認日は令和元年9月2日となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
13番	小池	ただいまの事務局の説明のとおりであります。去年非農地通知を出している場所の隣になります。22日の最適化推進委員との現地調査また本日の調査会においても非農地にすることで異議はありませんでした。以上です。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	齋藤	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第7号番号1番について承認される方の挙手を求めます。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第7号番号1番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第7号番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	<p>(議案第7号番号2番について朗読して説明する。)</p> <p>(場所の説明をする。)</p> <p>農振地域外、土地改良未実施、現地確認担当者小池利一委員、現地確認日は令和元年9月2日となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
13番	小池	ただいまの事務局の説明のとおりであります。22日の最適化推進委員との現地調査また本日の調査会においても非農地にす

		<p>ることで異議はありませんでした。よろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第7号番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第7号番号2番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第7号番号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第7号番号3番について朗読して説明する。)</p> <p>(場所の説明をする。)</p> <p>農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者七久保勉委員、現地確認日は令和元年8月30日となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明を願います。</p>
5番	七久保	<p>ただいまの事務局の説明のとおりであります。現地は水が溜まっておりまして人も農機具も一切入れない状態です。3月18日の農地利用最適化推進委員及び本日の調査会におきまして現地調査を確認しましたが非農地通知書の交付につきましては何ら問題なしと判断いたしております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第7号番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p>

		<p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第7号番号3番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第7号番号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第7号番号4番について朗読して説明する。)</p> <p>(場所の説明をする。)</p> <p>農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者七久保勉委員、現地確認日は令和元年8月30日となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明を願います。</p>
5番	七久保	<p>先ほどの場所と同じところになります。年中水が溜まっていて農機具が入れる状態ではございません。3月18日の農地利用最適化推進委員及び本日の調査会におきまして非農地通知書の交付につきましては何ら問題なしと判断いたしております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。</p>
		<p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第7号番号4番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		<p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第7号番号4番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第7号番号5番については本人申出により取り下げとなりました。</p> <p>続きまして、議案第7号番号6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第7号番号6番について朗読して説明する。)</p>

		<p>(場所の説明をする。)</p> <p>農振地域外、土地改良未実施、現地確認担当者小池利一委員、 現地確認日は令和元年9月2日となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
13番	小池	申請地につきましては、農地に入る場所がない状況と先ほどの場所とぬかるんでいる農地であり機械が入るのにも沈んでしまうというようなところ。22日の最適化推進委員との現地調査並びに本日の調査会でも何ら問題ないということでございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第7号番号6番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第7号番号6番は原案どおり承認されました。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から番号2番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から番号5番はお目通しをお願いします。</p> <p>本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>以上をもちましてさくら市農業委員会3月定例総会を閉会いたします。ありがとうございました。</p> <p>(午後3時15分閉会)</p>